

令和8年度（2026年度）

東京エコビルダーズ登録・  
東京エコビルダーズアワード  
応募の手引き

令和8年3月30日

東京都環境局

<目次>

1	東京エコビルダーズについて	P 2
2	東京エコビルダーズ登録	
	(1) 登録要件	P 3
	(2) 申請方法	P 4
	(3) 登録証明書の交付・登録有効期間	P 4
3	東京エコビルダーズアワード応募	
	(1) 応募要件	P 5
	(2) 応募方法	P 6
	(3) 審査・受賞者の決定	P 6
4	スケジュール	P 12
5	登録事業者・受賞者のPR	P 13
6	問合せ先	P 14

## 1 東京エコビルダーズについて

気候危機が一層深刻化する中、世界は、2050年CO<sub>2</sub>排出実質ゼロという共通のゴールに向けて、急速に歩みを進めています。

こうした中、都は、2050年「ゼロエミッション東京」の実現に向け、2030年までの行動が極めて重要との認識の下、温室効果ガス排出量を50%削減する「カーボンハーフ」を表明しました。

エネルギーの大消費地・東京の責務として、経済、健康、レジリエンスの確保を見据え、脱炭素社会の基盤を確立することが急務であり、中でも都内CO<sub>2</sub>排出量のうち、7割を占める建物への対策強化が重要です。

こうした背景のもと、令和7年4月から、大手ハウスメーカー等を対象に、中小規模新築建物（延べ面積が2,000㎡未満の規格建築物）に太陽光発電設備の設置や、断熱・省エネ性能の確保等を求める「建築物環境報告書制度」（以下「報告書制度」という。）を開始しました。

「東京エコビルダーズ」とは、報告書制度の円滑な運用を図るため、新築建築物の脱炭素化に取り組む事業者を登録し、支援する制度です。

都は、登録された事業者の脱炭素化に係る取組状況等について、都民への情報発信等を実施します（詳細は項番5「登録事業者・受賞者のPR」（P13）を参照）。

また、登録を申請した事業者は「東京エコビルダーズアワード リーディングカンパニー賞」へ応募することができます（詳細は項番3「東京エコビルダーズアワード応募」（P5～11）を参照）。

都は、受賞者へ賞状等を贈呈する表彰式の開催、受賞者の取組状況等の積極的な公開及び情報発信を行います。なお、表彰の概要は以下の表のとおりです。

種別	部門	評価の概要	表彰対象企業
リーディングカンパニー賞	①総合 ②分譲・賃貸 ③地域ビルダー	報告書制度で定める基準を達成し、建物の脱炭素化に向けた効果的な取組を実施していること	各部門上位3社程度 (①・②は建物供給規模別に2区分※)

※「東京エコビルダーズ登録要件」②（P3参照）で定める評価対象建築物の延べ面積の合計が20,000㎡以上と20,000㎡未満の2区分

### 【根拠法令等】

- ① 報告書制度
  - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）
  - ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号）
- ② 東京エコビルダーズ登録制度
  - ・東京エコビルダーズ登録制度実施要領（令和8年3月27日付7環気環第610号）

## 2 東京エコビルダーズ登録

### (1) 登録要件

東京エコビルダーズへの登録については、以下の①～③をすべて満たすことが要件です。

- ① 「東京エコビルダーズ登録制度実施要領」の内容に同意すること
- ② 令和7年度中に、都内において新たに建設し、若しくは新築する 2,000 m<sup>2</sup>未満の建築物（建築確認済証が交付されている建物で、契約前・竣工前の建物も対象。ただし、報告書制度対象外の建築物を除く。以下、「評価対象建築物」という。）※1の供給実績があること
- ③ 次のいずれかに該当する者
  - ア 報告書制度における特定供給事業者※2（義務対象者・任意参加者※3）であって、省エネルギー性能基準※5、再生可能エネルギー利用設備設置基準※6及び電気自動車充電設備整備基準※7に適合し、環境性能の説明※8及び建築物環境報告書の作成・提出※9を実施している者
  - イ 報告書制度における特定供給事業者以外の者（任意提出者※4を含む）であって、省エネルギー性能基準※5及び再生可能エネルギー利用設備設置基準※6に適合している者

【参考】※印記載箇所の詳細については、(参考資料1)「東京都建築物環境報告書制度に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」内の各項目をご参照ください。

番号	ガイドライン参照箇所	ページ
※1	第2章-第1 「制度の対象建築物」	5
※2	第2章-第2-2 「特定供給事業者」	7~9
※3	第2章-第2-3 「制度への任意参加（任意参加者）」	11~12
※4	第2章-第2-4 「任意提出者」	13
※5	第2章-第3-1 「省エネルギー性能基準」	15~21
※6	第2章-第4-1 「再生可能エネルギー利用設備設置基準」	29~38
※7	第2章-第5-1 「電気自動車充電設備整備基準」	53~57
※8	第2章-第7 「環境性能の説明」	64~73
※9	第2章-第8 「建築物環境報告書の作成等」	74~79

#### 令和10年度以降の登録要件について

令和10年度（令和9年度中に都内において新たに建設し、若しくは新築する 2,000 m<sup>2</sup>未満の建築物が対象）以降の東京エコビルダーズ登録要件については、都内年間供給面積に関わらず、省エネルギー性能基準※5、再生可能エネルギー利用設備設置基準※6及び電気自動車充電設備整備基準※7に適合し、環境性能の説明※8及び建築物環境報告書の作成・提出※9を行うこととする予定です。

## (2) 申請方法

申請は①登録への意思表示と、②評価対象建築物の情報の提出が必要です。

### ①登録の意思表示

7月末までに「(様式1) 東京エコビルダーズ登録申請・東京エコビルダーズアワード応募希望票 (Excel)」に必要事項を記入の上、都アドレス ([S0213304@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0213304@section.metro.tokyo.jp)) 宛てご提出ください。なお、メール送付時の件名は「【東京エコビルダーズ】事業者名 (登録申請)」としてください。

### ②評価対象建築物の情報の提出

9月末までに以下のいずれかの方法で記入・提出してください。

項番	建築物環境報告書の提出	提出方法
1	義務対象者 任意参加者 任意提出者	建築物環境報告書作成支援システムで建築物環境報告書の作成・提出を実施ください。
2	項番1以外の方	「(様式2) 評価対象建築物情報シート (Excel)」を都アドレス ( <a href="mailto:S0213304@section.metro.tokyo.jp">S0213304@section.metro.tokyo.jp</a> ) 宛てご提出ください。メール送付時の件名は「【東京エコビルダーズ】事業者名 (情報シート提出)」としてください。作成に当たっては(参考資料2)「評価対象建築物情報シート作成の手引き (PDF)」をご参照ください。

なお、評価対象建築物の情報については、必要に応じて調査へのご協力を求めることがありますので、ご留意ください。

## (3) 登録証明書の交付・登録有効期間

登録事業者には、「東京エコビルダーズ登録証明書」を交付します。

なお、登録有効期間は令和10年3月31日までとします。

### 3 東京エコビルダーズアワード応募

#### (1) 応募要件

東京エコビルダーズアワードへの応募については、以下の①～③をすべて満たすことが要件です。

- ① 東京エコビルダーズに登録を申請した事業者であること
- ② 分譲・賃貸部門への応募を希望する場合、評価対象建築物に分譲戸建住宅、賃貸共同住宅、又は分譲共同住宅が含まれていること
- ③ 地域ビルダー部門への応募を希望する場合、都内に本店又は支店を有し、中小企業者に該当する事業者であること

#### 中小企業者について

建物供給事業者のうち中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者を指します。（中小企業基本法第 2 条第 5 項に定める小規模企業者を含む。）

ただし、中小企業者は次のいずれにも該当しないものとします。

- (ア) 国又は地方公共団体が出資するもの
- (イ) 以下のいずれかに該当する大企業が実質的に経営に参画しているもの
  - ① 大企業が単独で発行済みの株式総数又は出資総額の 2 分の 1 以上を所有又は出資している場合
  - ② 大企業が複数で発行済みの株式総数又は出資総額の 3 分の 2 を所有又は出資している場合
  - ③ 役員総数の 2 分の 1 以上を大企業の役員又は職員が兼務している場合
  - ④ その他大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合

#### <中小企業の定義>

業種分類（日本標準産業分類）	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他の業種	3 億円以下	300 人以下

注 1) この要件は、中小企業庁の定義に従っています。

注 2) 「業種分類」は、日本標準産業分類による区分です。複数の業種がある場合は、「売上高」が大きい方を主たる業種とします。

注 3) 資本金規模若しくは従業員規模のどちらかを満たすことが必要です。

注 4) 「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」とし、会社役員及び個人事業主は該当しません。

注 5) 中小企業基本法上の「会社」の範囲は、会社法上の会社等（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、（特例：有限会社/会社法の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律））及び士業法人（弁護士法に基づく弁護士法人、公認会計士法に基づく監査法人、税理士法に基づく税理士法人、行政書士法に基づく行政書士法人、司法書士法に基づく司法書士法人、弁理士法に基づく特許業務法人、社会保険労務士法に基づく社会保険労務法人、土地家屋調査士法に基づく土地家屋調査士法人）です。

## (2) 応募方法

---

応募は東京エコビルダーズの登録申請に加え、応募書類の提出が必要です。なお、複数の表彰部門への応募も可能です。

### 【応募書類の提出】

以下の書類（2種類）に必要事項を記載の上、9月末までに都アドレス宛てご提出ください（S0213304@section.metro.tokyo.jp）。なお、メール送付時の件名は「【東京エコビルダーズアワード】事業者名（応募書提出）」としてください。

- ・「(様式3) 東京エコビルダーズアワード応募書」
- ・添付資料

### 【留意点】

#### ア 様式3の作成方法

- ・建物の脱炭素化に向けた取組とその成果を、背景や数値等も交えて具体的に記入してください。
- ・対象期間（令和7年度）内に都内での供給実績・取組実績のあるものについて記載してください。
- ・様式3内の2ページ目以降の記入例を参考に作成してください。
- ・スペースが足りない場合は、適宜行を追加してください。

#### イ 添付資料について

- ・記載内容の根拠を示す資料を添付し、様式3内の「添付資料該当箇所」欄に根拠となる箇所が記載されているページを明示してください。
- ・様式の定めはありませんので、任意の形式で作成ください。

#### ウ その他

- ・受賞された場合、様式3に記載された内容に基づき、東京都HPにおいて受賞企業の「主な取組」として掲載されます。

## (3) 審査・受賞者の決定

---

### ① 審査方法

- ・学識経験者等で構成される審査委員会において応募書類に基づく審査を行います。審査の結果、受賞者なしとする場合があります。
- ・審査は非公開とし、審査の内容・結果に関する個別の問合せには応じません。

#### 《東京エコビルダーズアワード審査委員会》

- ・委員長：伊香賀 俊治 慶應義塾大学名誉教授・一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター理事長
- ・委員：池本 洋一 株式会社リクルート SUUMO 編集長・SUUMO リサーチセンター長
- ・委員：寺尾 信子 株式会社寺尾三上建築事務所 代表取締役

② **対象建築物**

「東京エコビルダース登録要件」②（P3参照）で定める評価対象建築物を対象とします。

③ **審査基準等**

報告書制度で定める基準（「東京エコビルダース登録要件」③ア又はイ（P3））に加え、事業者の建築物の脱炭素化に向けた取組を評価します。

また、建築物の脱炭素化に向けた取組については次のページ以降に記載の表をご参照ください。

【分野別の環境への配慮のための措置】

((参考資料1) ガイドライン「第2章-第6 建築物等に係る環境配慮の措置」(P61~63)より抜粋)

分野	配慮すべき事項		取組事例
<分野①> エネルギーの使用の合理化及び再生可能エネルギーへの転換	建築物の熱負荷の抑制 (建築物外皮の熱負荷抑制)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日射による熱取得の低減</li> <li>・室内外の温度差による熱取得及び熱損失の低減</li> </ul>	外皮や窓の高断熱化
	再生可能エネルギーの利用	再生エネを直接利用するための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップライトの設置</li> <li>・採光・通風確保のための2方向開口</li> </ul>
		再生エネを電気又は熱に変換して利用する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電設備の設置</li> <li>・太陽熱(地中熱)を利用する給湯設備の設置</li> </ul>
		再生エネ電気の受入れに関する取組	再生エネ電気の調達
	省エネルギーシステム	効率的なエネルギー利用のための設備機器等の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高効率エアコンの設置</li> <li>・高効率給湯器の設置</li> </ul>
	エネルギーマネジメント	建築設備の運転管理時にエネルギー利用の効率的な運用を可能とする取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・HEMSの導入</li> <li>・太陽光発電一括コントロール機能の導入</li> </ul>
<分野②> 資源の適正利用	持続可能な低炭素資材等の利用	躯体材料への低炭素資材、リサイクル材の利用	国産木材の積極利用
		躯体材料以外への低炭素資材、リサイクル材の利用	自社廃棄物を利用したリサイクル材の利用
		オゾン層を破壊せず、地球温暖化への影響の小さい断熱発泡剤、空調冷媒の選択	地球温暖化係数の低い冷媒を用いたエアコンの設置
	建設に係る環境負荷低減への配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設時のCO<sub>2</sub>排出量の把握</li> <li>・建設工事現場のCO<sub>2</sub>排出量の削減等</li> </ul>	建設時のCO <sub>2</sub> 排出量の算定・公表
		建設副産物(建設発生土・建設廃棄物)の有効利用、適正処理	搬入資材の無梱包化(廃棄物の削減)
	長寿命化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物の長寿命化を図るための取組等</li> <li>・躯体の劣化の進行を遅らせるための取組</li> </ul>	維持管理対策等級・劣化対策等級の最高等級の取得
持続可能な水の利用	水の有効利用及び下水道施設への負荷低減を図るための取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水再利用システムの導入</li> <li>・節水型トイレの導入</li> </ul>	

<分野③> 生物多様性の保全	水循環	望ましい水循環の保全を図るため、雨水を浸透させる取組	・透水性舗装材の利用 ・雨水浸透ますの設置
	緑化	緑の量や質の確保、景観形成、緑の維持管理に必要な設備等を設置する取組	気候風土に合わせた植樹
<分野④> 気候変動への適応	ヒートアイランド対策	・建築設備からの人工排熱の低減 ・敷地・建築物の被覆改善 ・望ましい風環境の確保を図るための建物形状・配置	風通しを活かす街区内の建物配置
		排熱が少ない自動車普及のための充電設備の設置	充電設備の設置
	自然災害への適応	災害対応のための構造耐力の確保	耐震等級等の最高等級の取得
		災害発生時の一時的な自立等のための取組	太陽光発電設備及び蓄電池の設置

#### ④ 書面調査

審査にあたっては、応募書類の内容を確認するため、以下の書類等により書面調査を実施する予定です。

なお、建築物環境報告書を提出される事業者（義務対象者・任意参加者・任意提出者）につきましては、（参考資料1）ガイドライン「第2章-第8-4 建築物環境報告書に関する都の調査」（P79）に記載の調査に代えさせていただきます。（参考資料1）ガイドライン「第2章-第8-3 建築物環境報告書の記載事項を示す書類等の保管」（P78～79）に記載の書面を保管ください。

	書類の例	確認事項
建築物ごと	・ 確認済証（※法令の規定により交付がない場合、右記が確認できる書類）	・ 法令の規定により確認済証の交付があったとみなされる場合は、所在地、用途、種別（新築等）、延べ面積が確認できる書類
	・ 省エネ計算書 又は 仕様基準への適合を示す書類 例①：住宅に関する省エネルギー基準に準拠したプログラムの計算結果（PDF） 例②：BELS 評価書や CASBEE 計算結果等、国が認定する第三者評価結果 例③：東京ゼロエミ住宅設計確認書 一式	・ 省エネルギー性能基準（UA 値/BPI、BEI 等） ・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準（種類、設置容量）
	・ 建築確認申請に関する図書一式 等	・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準（種類、設置容量）
	【再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外の対象とする建築物のみ】 ・ 算定除外可能建築物への該当が確認できる図面等（屋根伏せ図 等）	・ 再生可能エネルギー利用設備設置基準の算定除外要件 （屋根の形状・方位角・傾斜角・水平投影面積）
	【既存建築物に再生可能エネルギー利用設備を設置し代替措置活用の場合のみ】 ・ 既存建築物新築時の契約書（設計施工請負、購入・賃借）（写し） ・ 再生可能エネルギー利用設備設置の工事請負契約書、施工図面、連携契約書 等	・ 既存建築物の情報（建物供給事業者・確認済証発行日・引渡日） ・ 再生可能エネルギー利用設備の情報（種類、設置場所、設置者、設置日、設置容量、建物供給事業者と設置者の関係性）

※書面調査の具体的な実施方法や調査対象とする建物については、応募いただいた後にお知らせいたします。訪問による書面調査を実施する場合は別途日程調整させていただきます。  
(日程調整や書面調査は、都が指定する業務委託先が行う予定です。)

## 4 スケジュール

### (1) 必要書類の提出締切

以下の表に記載の期日までに必要な情報を様式やシステムに記入し、ご提出ください。

なお、**メール件名は必ず以下の表に記載のとおり**としてください。違う件名で送付された場合、応募を受理できない場合がございます。

#### ① 東京エコビルダーズ登録

期日	様式／システム	提出方法
7月30日(木)	(様式1)東京エコビルダーズ登録申請・東京エコビルダーズアワード応募希望票(Excel)	都宛てメール送付ください。 (S0213304@section.metro.tokyo.jp) メール件名は「【東京エコビルダーズ】事業者名(登録申請)」としてください。
9月30日(水)	<義務対象者・任意参加者・任意提出者の場合> 建築物環境報告書作成支援システム	システムへ入力し、建築物環境報告書の作成・提出を実施ください。 (システムでの建築物環境報告書の提出をもって、東京エコビルダーズ登録に必要な情報の入力を行ったものとみなします。)
	<それ以外の方の場合> (様式2)評価対象建築物情報シート(Excel)	都宛てメール送付ください。 (S0213304@section.metro.tokyo.jp) メール件名は「【東京エコビルダーズ】事業者名(情報シート提出)」としてください。

#### ② 東京エコビルダーズアワード応募

東京エコビルダーズ登録に加え、以下の書類をご提出ください。

期日	様式／システム	提出方法
9月30日(水)	(様式3)東京エコビルダーズアワード応募書・添付資料	都宛てメール送付ください。 (S0213304@section.metro.tokyo.jp) メール件名は「【東京エコビルダーズアワード】事業者名(応募書提出)」としてください。

## (2) その他のスケジュール (参考)

評価対象建築物の情報の提出後から12月までの間に書面調査・審査を実施します。

審査等実施後の予定は以下の表のとおりです。なお、都合により変更になる可能性もありますので、ご了承ください。

東京エコビルダーズ		東京エコビルダーズアワード	
登録証明書の交付	1月～3月	審査委員会 (審査・受賞者決定)	1月
		受賞内定者への通知	1～2月
		表彰式等	2～3月

## 5 登録事業者・受賞者のPR

### (1) 東京エコビルダーズ登録事業者

登録事業者の取組内容等について、次に記載する方法により、都民へ情報発信を行います。

- ① 都が制作する特設サイトにおいて、住宅の環境性能向上の取組等を掲載
- ② 不動産情報サイトでの発信

### (2) 東京エコビルダーズアワード受賞者

#### ① 表彰式

- ・表彰式を開催し、受賞者に賞状・記念品を贈呈する予定です。詳細は決定次第、事前にお知らせします。
- ・当日の様子についてはアーカイブ配信する予定です。
- ・受賞者については、後日東京都HPにて公表します。

#### ② 都が実施する「燃費のいい家」広報でのタイアップ等

- ・都が制作する動画等のコンテンツへの出演や制作協力等により、PR機会を設ける予定です。

【参考：過去に制作したタイアップ動画】

都HP (<https://www.tokyo-co2down.jp/eco-home/topics/>) よりご覧ください。

## 6 問合せ先

---

### 【事務局】

東京都 環境局 気候変動対策部 環境都市づくり課 事業支援担当

TEL : 03(5388)3515

MAIL : [S0213304@section.metro.tokyo.jp](mailto:S0213304@section.metro.tokyo.jp)

### 【建築物環境報告書制度（建築物環境報告書作成支援システムへの入力等）に関する問合せ】

クール・ネット東京

「建築物環境報告書制度」専用電話番号：03(5990)5326 受付時間：平日 9:00～17:00

※東京エコビルダーズアワードの審査運営については、今後委託する予定です。

委託者決定後は、問合せ先を受託者宛てに変更する場合があります。